

広島県大気汚染緊急時措置要領新旧対照表

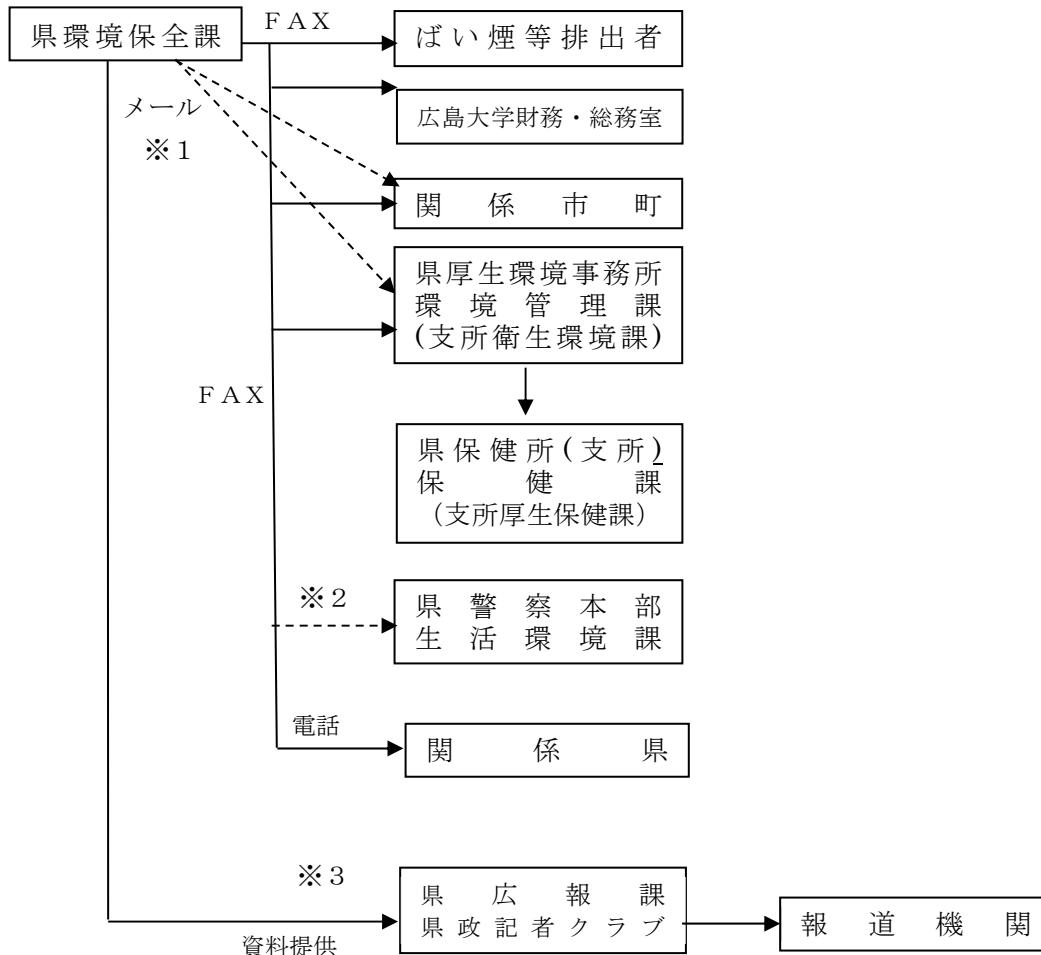
改正後

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第3-1

情報の発令・解除時の通報経路

知事



※1 土曜日、日曜日、祝日においては、関係市町及び厚生環境事務所環境管理課（支所衛生環境課）担当者へメールにより発令情報を通知する。

※2 オキシダントの場合は、発令翌日の情報提供とする。硫黄酸化物の場合は、情報提供は行わない。

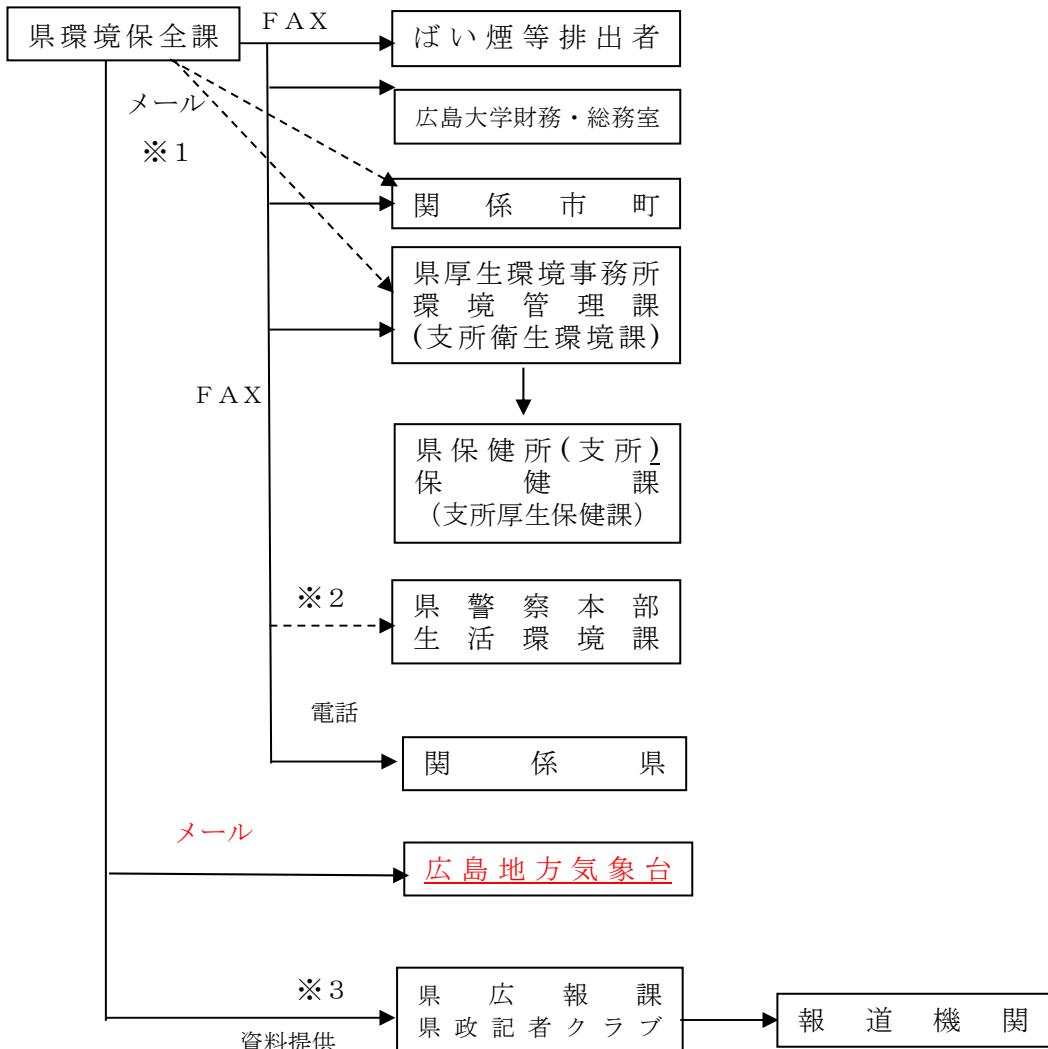
※3 土曜日、日曜日、祝日においては、その年度の最初の発令日を除き県政記者クラブへの資料提供は行わない。

現行

別表第3-1

情報の発令・解除時の通報経路

知事



※1 土曜日、日曜日、祝日においては、関係市町及び厚生環境事務所環境管理課（支所衛生環境課）担当者へメールにより発令情報を通知する。

※2 オキシダントの場合は、発令翌日の情報提供とする。硫黄酸化物の場合は、情報提供は行わない。

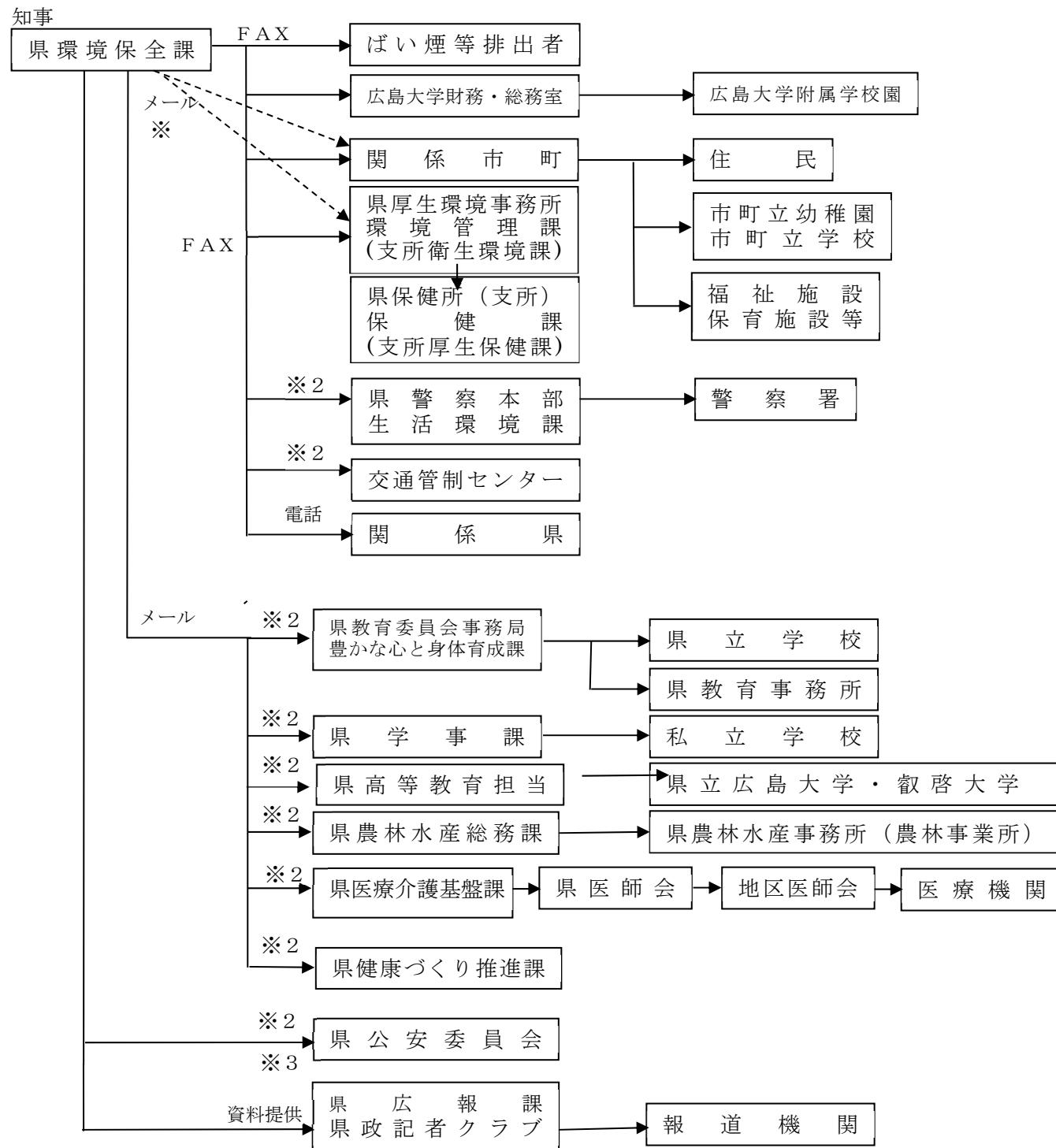
※3 土曜日、日曜日、祝日においては、その年度の最初の発令日を除き県政記者クラブへの資料提供は行わない。

広島県大気汚染緊急時措置要領新旧対照表

改正後

別表第3-2

注意報・警報の発令・解除時の通報経路



※1 平日・休日に関わらず、関係市町、厚生環境事務所環境管理課（支所衛生環境課）担当者、府内関係各課担当者へメールにより発令情報を通知する。

※2 硫黄酸化物の注意報・警報発令時、※2の機関への通報は行わない。

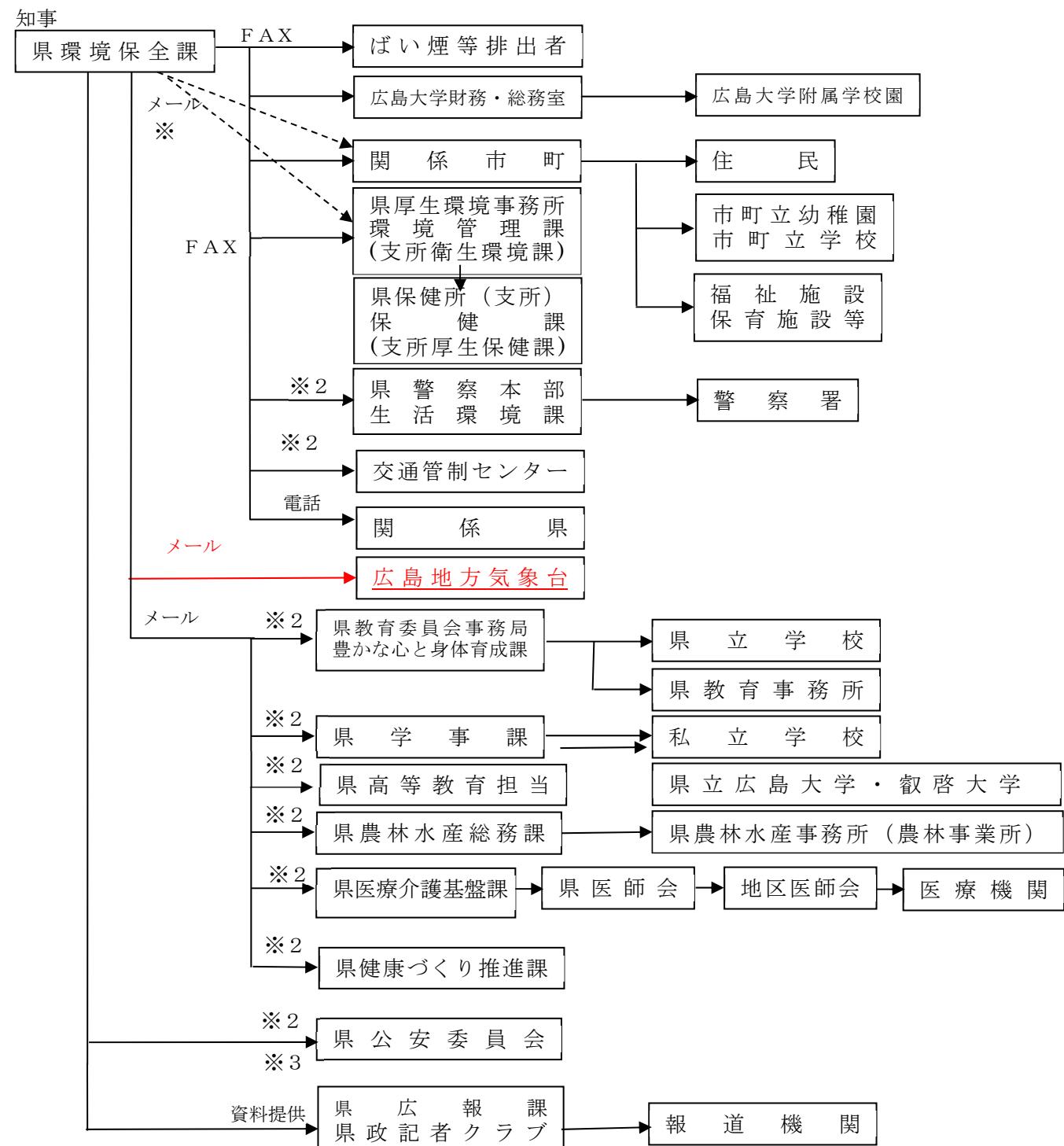
※3 警報発令時、自動車排出ガスに起因すると認めるときは環境県民局長から県公安委員会へ要請を行う。

この他、県危機管理課に対して発令状況に係る情報提供を行う。

現行

別表第3-2

注意報・警報の発令・解除時の通報経路



※1 平日・休日に関わらず、関係市町、厚生環境事務所環境管理課（支所衛生環境課）担当者、府内関係各課担当者へメールにより発令情報を通知する。

※2 硫黄酸化物の注意報・警報発令時、※2の機関への通報は行わない。

※3 警報発令時、自動車排出ガスに起因すると認めるときは環境県民局長から県公安委員会へ要請を行う。

この他、県危機管理課に対して発令状況に係る情報提供を行う。

広島県大気汚染緊急時措置要領新旧対照表

改正後

別表第5 オキシダント注意報、警報発令時の県民への周知事項

- 1 目、のどに刺激を感じた者は、洗眼、うがい等を行うとともに必要に応じ医師の診断を受け、最寄りの県保健所（支所）保健課又は市町役場に連絡すること。
- 2 できるだけ外出しないようにすること。（特に呼吸器系疾病患者等）
- 3 学校、幼稚園、保育所においては、状況に応じ屋外運動を中止すること。
- 4 自動車を使用する者は、不要・不急の自動車の運行を差し控えるようにすること。
- 5 植物又は家畜に異常を認めた者は、最寄りの市町役場に連絡すること。

現 行

別表第5 オキシダント注意報、警報発令時の県民への周知事項

- 1 目、のどに刺激を感じた者は、洗眼、うがい等を行うとともに必要に応じ医師の診断を受け、最寄りの県厚生環境事務所（支所を含む）又は市町役場に連絡すること。
- 2 できるだけ外出しないようにすること。（特に呼吸器系疾病患者等）
- 3 学校、幼稚園、保育所においては、状況に応じ屋外運動を中止すること。
- 4 自動車を使用する者は、不要・不急の自動車の運行を差し控えるようにすること。
- 5 植物又は家畜に異常を認めた者は、最寄りの市町役場に連絡すること。